

安全装置等導入促進助成

1. 事業趣旨

交通事故防止を目的に、協会会員事業者が指定の安全装置を導入した場合に助成を行う。

2. 助成対象（機器）

全ト協指定の2019年度に導入された下記安全装置。

- ①後方視野確認支援装置
 - ②側方視野確認支援装置（車両総重量 7.5 t 以上の事業用トラックの左側に側方カメラを装着した場合に限る。）
 - ③呼気吹き込み式アルコールインターロック装置
 - ④ IT 機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器（Gマーク認定事業所に限る。）
- ※対象装置の詳細は別紙「対象装置一覧」のとおり。

3. 助成額及び上限台数

車両1台につき対象装置ごとに全ト協：取得価格の1/2（上限2万円）、兵ト協：1万円

※2.助成対象（機器）記載の①、②一体型については、全ト協：取得価格の1/2（上限4万円）、兵ト協：2万円

※予算に達した場合は一方のみ。

1会員の申請車両台数は20台を上限とする。

4. 申請方法、提出書類

- ①安全装置等導入促進助成金交付申請書兼誓約書
 - ②装着証明書
 - ③車検証（写）
 - ④領収証（写）
 - ⑤請求書（写）
 - ⑦見積書（写）
- ※リースの場合④、⑤の代わりに
⑥「車台番号記載のリース契約書（写）」
- ※対象機器の取得価格（税抜価格）が記載された書類

5. 申請受付期間

2019年4月1日 ～ 2020年3月13日

※助成金が予算額に達した場合はその時点で締め切

6. その他留意事項

助成を受けた機器は導入日から起算して1年を経過するまでの期間は、譲渡・廃棄等は出来ない。

7. 申込み、問い合わせ先

兵庫県トラック協会 業務部

〒657-0043 神戸市灘区大石東町2-4-27 TEL：078-882-5556